

令和 7 年 8 月 1 8 日

南相馬市農業委員会
8 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 7 年 8 月 1 8 日(月) 午後 1 時 4 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	1 1	井 上 純 子	欠
2	西 山 健 司	出	1 2	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	1 3	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	1 4	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	欠	1 5	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	1 6	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	1 7	半 谷 眞知子	欠
8	前 田 一 郎	出	1 8	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	1 9	今 野 由 喜	出
1 0	鎌 田 宣 義	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

原町区 中野 恵一

鹿島区 紺野 文孝

小高区 梅田 俊行

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 大坪 勇彦

主 査 林 雄司

主 査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農政課

副主査 神戸 貴博

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

主 査 荒 芳子

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 35 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 4	議案第 87 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
日程第 5	議案第 88 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 6	議案第 89 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 7	議案第 90 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 91 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 92 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 93 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 11	議案第 94 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 95 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 96 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 97 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 98 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和７年８月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、５番委員、１１番委員、１７番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により、定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１番委員、１６番委員、１８番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。７月２８日、市役所において、６月に続いて原町区のご家族一組の「家族経営協定調印式」を執り行いました。原町区は１３年ぶりで１４組目であります。市内全体で３１組となりました。
立会人の１７番委員が協定書に署名し、締結しました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第３５号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３５号についてご説明いたします。件数が多いため、議案書は別冊となります。別冊の議案書１ページから９６ページになります。今回５７２件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１５番委員 賃貸借の解約について、根拠となる法律が３種類あると思いますが、適用の根拠について説明していただきたい。

事務局 適用法については、農地法、福島復興再生特別措置法、農業経営基盤強化促進法など複数の法令がございます。原町区と小高区の避難指示がありました地域については、福島復興再生特別措置法の対象となっております。それ以外の地域については、農地中間管理事業の推進に関する法律や、農業経営基盤強化促進法といった形で分けられているところであります。以上です。

議 長 そのほかございますか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、議案第８７号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第８７号についてご説明いたします。議案書の３ページから２８ページになります。市が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第６条の規定において準用する同規則第２条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農政課の担当職員から、ご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案第８７号についてご説明いたします。議案書の３ページから２８ページになります。今回の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更の理由についてですが、福島県で農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものが農業経営基盤強化促進法第５条に基づいて、おおむね５年ごとにその後１０年間を見通して定めることとされております。今回、県の基本方針が令和７年４月１日に変更されたことに伴って、その基本方針に紐づく南相馬市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するものでございます。主な変更の内容になりますが、県の基本方針の変更内容に基づいて反映しております。具体的に変更のあった５項目についてご説明いたします。

 まず、（１）育成するべき効率的かつ安定的な農業経営の目標についてご説明いたします。他産業従事者並みの労働時間により他産業従事者と遜色ない生涯所得を得るために、目標とするものになっております。これについては、変更前が年間総労働時間１,９００時間であったところを今回変更では１,８００時間としております。この１,８００時間の根拠といたしましては、令和４年の福島県の労働統計調査で約１,８００時間となっていることから、これに準じて今回１,８００時間に変更するものとしております。年間農業所得１個別経営体当たりの年間の農業所得については、前回計画の変更から変わらず４６０万円、５９０万円としております。

 続きまして、（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間、農業所得

に関する目標についてご説明いたします。こちらは青年農業者に関するものについて、目標を定めているものになります。こちらも（１）と同様に、年間総労働時間を１,９００時間から同じ理由で１,８００時間に変更するものとしております。年間農業所得については、前回計画と変わらず２７６万円としております。

続きまして、（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標についてご説明いたします。こちらは令和３年１２月に福島県が策定しております福島県農林水産業振興計画において、新規就農者の確保に係る目標値を年間３４０人としております。これまで本市では年間５人の確保を目標としておりましたが、令和６年度から農政課で新たにみらい農業学校と呼ばれる１年間の農業スクールを開校していることから、卒業生が市内に定着していただけることを考慮して変更前５人から１０人に拡大しております。

続きまして、（４）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標についてご説明いたします。こちらは本市が令和６年度に策定した地域計画で１０年後の農用地面積及び目標の経営面積を算出しています。算出した値が約６０％であることから、前回計画６５％から６０％に変更しております。

続きまして、（５）農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてご説明いたします。こちらは利用権設定等促進事業が廃止されたことに伴い、該当する部分について文言の削除を行っているものでございます。

以上が今回の基本構想の変更に係る主な変更点になります。今後、県との協議を行った後に令和７年１２月に施行を予定しております。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１６番委員 今回変更を行う点で、今までの基準での実績を教えてください。年間農業取得で、目標値を達成している事業所はどのくらいあるのか。

農政課 この基準をもとに認定農業者の認定を行っていますが、現在の認定農業者の数は個人形態、法人形態を併せて約２００件となっています。

年間農業所得の達成状況は、毎年調査しているわけではないので分かりかねますが、事業担当者の感覚からすると、全体の７割程度が目標を達成していると感じています。

議 長 そのほかございますか。

１５番委員 （３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標について、実績を伺いたい。また、「確保」と「育成」の目標値項目を分けるべきではないかと

思う。育成しても、地元で営農しない担い手も出ると思う。根拠にはしていますが、みらい農業学校の入学、卒業、地元就農の人数を教えてください。

農政課 南相馬市として確保している新規就農者の実績は、令和6年度ベースで15人程度となります。それ以前の数年間の推移では、10人に届かない値が続いていたことから、目標値として10人としたところです。

「確保」と「育成」の目標値項目を分けるべきではないかとのこと指摘ですが、確かに育成した数と確保した数に差がある状態です。みらい農業学校の令和6年度実績ベースでは、入学15人、卒業13人、市内就農7人という状態です。おおよそ50%が育成に対して確保されています。市としては、育成した数と確保した数を可能な限り近づけていきたいので、目標として分けずにいます。

15番委員 「確保」と「育成」の目標値がイコールではいけないと思う。現に、育成者に対する地元就農者の比率が50%という実績が出ている。確保の数に対して、育成の数が倍は欲しい。これから担い手数の減少が急加速するといわれているので、確保する上では減る分を見越して育成を進めていかなければならないと考える。

農政課 ご指摘いただいた通りだと思っております。現在「確保・育成」とあるが、「確保」に絞った内容とする考え方もあります。「確保」数を増やすため、農業学校でいうところの入学者、育成者を増やしていきたい。

事務局 新規就農について補足いたします。新規就農者数は、令和4年度末で4人、令和5年度末で8人、令和6年度末で17人と、ここ数年は倍々で推移している。関西出身のみらい農業学校卒業生が、鹿島区で就農された方も含まれている。なお、令和2年度末は1人、令和3年度末も1人であった。

新規就農者の農地法第3条の所有権移転等の面積は、令和6年度末で計3ヘクタール程度。令和5年度末で計1ヘクタール程度である。

議長 そのほかございますか。

13番委員 文言の確認ですが、(1)育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の各目標について、年間総労働時間は目標値よりも少ないほど望ましいと思われるし、年間農業所得は目標値よりも高いほど望ましいと思われる。各目標値に「以内」や「以上」などの文言を付し、目指す方向を明確にするべきではないか。

農政課 年間総労働時間ですが、認定農業者の認定計画では1,600時間や1,700時間を目標として掲げている事業者も多いが、実績では未達成となっているとこ

ろです。この目標値は、他業種と比べ農業を選択してもらえる魅力・やりがいを感じられるように設定したものです。もちろん、今回ご提示した1,800時間よりも少ない実績が出せばいいと思いますが、実際にはなかなか難しい状況だと感じています。

ご指摘の内容は持ち帰り、組織の中で検討させていただきます。

議 長 そのほかございますか。

12番委員 年間農業所得の目標額として460万円とあるが、経費（農機具メンテナンス等）が相当かかるので、手取りは半分以下になると思われる。そのような状況で、認定農業者として生活が成り立つのか疑問である。

農政課 年間農業所得は、経費等を差し引いた額になっており、金額については、他業種と同水準を目標として設けたものです。具体的には、他業種の生涯賃金、退職金、年金を合算し、割り返して算出しています。

議 長 そのほかございますか。

6番委員 年間労働時間の算出については、先ほど他業種見合いと説明があったが、1,800時間という目標値は実態と乖離しているように思う。例えば、単純に1日8時間労働すると220日労働、140日は休日となる。我々農業経営者としては、140日休日は達成困難であると言わざるを得ない。もちろん、営農作物、経営方法にも影響されるので、なかなか厳しい数字と感じる。

また、この目標値が認定農業者の認定審査基準となるのであれば、なおのこと達成が困難な目標では、申請しようとしている者に対して足かせになると思われる。

農政課 足かせになるとのことですが、その懸念は否めません。今回の変更は、福島県が示す考え方に即して作成したものです。県の考え方としては、他産業と同じくらの労働時間を目指すとしており、1,800時間としたところです。ご指摘いただいた内容はごもっともですが、目標値としてはこの数値を設定せざるを得ないと考えています。

ただし、認定農業者の認定については南相馬市に裁量があります。実際の農業の実情を鑑みて申請内容を審査するので、例えば1,800時間を超える計画であっても、絶対に認定しないというわけではありません。1,800時間はあくまで目指すべき目標値であり、足切りとなるボーダーラインではありません。農作物や営農方法で時間の長短は生じるので、そうした実情を鑑みて認定審査を行って

いきたいと思います。

6 番委員 法人経営者として、私の実績を申し上げておきます。従業員の労働時間は、年間 2,000 時間。経営者としては、年間 2,200 時間程度である。70 ヘクタールの農地を 5 人で営農しており、営農作物は米と大豆と玉ねぎである。実情としては、目標値である年間 1,800 時間までもっていくのは厳しいものがある。

単純に県の考え方に追従するのではなく、南相馬市の農業の実態を把握した中で、1,800 時間が可能なのか議論するべきではないかと思います。そのようなプロセスを経ずに、県が示す数値をただただ準用するのはおかしいと思います。

農政課 ご指摘いただいた内容を持ち帰り、検討させていただきます。

議 長 そのほかございますか。

議 長 意見を整理するため、暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは内容を整理し事務局で取りまとめたうえで、意見を付すこととします。

議 長 次に、日程第 5、議案第 88 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 88 号についてご説明いたします。議案書の 29 ページから 41 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 88 号についてご説明いたします。議案書の 29 ページから 41 ページになります。対象件数は利用権の設定が 117 件、対象地区は一般地区を含めて 3 地区となります。利用権設定関係整理番号 1 番から 109 番の地区については、担い手への集積による契約となりますが、先に事務局からも説明がありましたように整理番号 1 番につきましては取り下げとなっております。関連しまして整理

番号１０４番、１０７番もそれぞれ変更となります。内容につきましては、本日お配りした正誤表のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

整理番号２番から１０２番については、公益財団法人福島県農業振興公社への貸付契約となります。整理番号１０３番から１０９番については、福島県農業振興公社からの借り受け契約となります。

整理番号１１０番から１１１番の地区についても、担い手への集積による契約となります。整理番号１１０番については、福島県農業振興公社への貸付契約となります。整理番号１１１番については、福島県農業振興公社からの借り受け契約となります。

整理番号１１２番から１１７番についても、担い手への集積による契約となります。整理番号１１２番から１１６番については、福島県農業振興公社への貸付契約となります。整理番号１１７番については、福島県農業振興公社からの借り受け契約となります。

なお、７月定例総会に続きまして１１７番の賃貸借契約につきましては、賃貸借料の未払いのおそれのある案件となっておりますので、引き続き借受人に対して関係機関とともに指導を徹底してまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第６、議案第８９号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第８９号についてご説明いたします。議案書の４２ページから５４ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第８９号についてご説明いたします。議案書の４２ページから５４ページ

になります。鹿島区の檜原地区ですが、令和４年からほ場整備の工事をしており今般面工事が最終段階で、来年から一時利用地に伴う作付けが始まるところでございます。本年６月に檜原地区営農改善組合を立ち上げまして、それに伴う農用地利用規程の新規認定申請がありましたので、農業委員の皆様にご審議いただくものでございます。ほ場整備地区のおおよそ３０ヘクタールのうち２７ヘクタールで、農業法人１団体で水稻を作る予定でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１５番委員 議案書の５４ページ、その他の部分についてどのような対策がなされるという結果になったのか教えていただきたい。

農地集積課 その他の部分でサルへの対策ということで話がございました。こちらについては農政課と協力しながら、電気柵を使えるところは使っていくと同時に県にも支援策を求めていくように進めていく内容でした。

草刈りについても、農地集積課として持っている制度仕組みというものがなく、これについては多面的機能支払交付金制度で担い手さんの協力を得ながら、円滑に進むように今後営農改善組合の中で協議していく段取りでございます。以上です。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第７、議案第９０号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第９０号についてご説明いたします。議案書の５５ページから６８ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 90 号についてご説明いたします。議案書の 55 ページから 68 ページになります。小高区泉沢地区において、個人農家から担い手の法人化により名称の一部が変更されたことによって、農用地利用規程の一部を変更したものでございます。これについて、審議を求めるものでございますが農用地利用規程の変更内容は 63 ページになります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 91 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 91 号についてご説明いたします。議案書の 69 ページから 82 ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 91 号についてご説明いたします。議案書の 69 ページから 82 ページになります。小高区角部内地区において、個人農家から担い手の法人化により名称の一部が変更されたことによって、農用地利用規程の一部を変更したものでございます。これについて、審議を求めるものでございますが農用地利用規程の変更内容は 76 ページになります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 92 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可

申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第92号についてご説明いたします。議案書の83ページから85ページになります。申請番号1番から6番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第93号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第93号についてご説明いたします。議案書の86ページから87ページ、申請番号1番につきまして申請者の住所氏名、土地の表示、事業計画を変更する事由については記載のとおりでございます。太陽光発電設備を設置する目的で令和7年2月に転用許可を受け、設置工事は完了しておりますが、電力会社との言質立ち合いにてフェンス、門扉、構内柱の設置位置変更の説明があり当初計画と配置が異なってしまったことから、事業計画変更の申請を行うものとなっております。変更前後の土地利用計画図については、87ページのとおりとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第93号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。去る8月6日午後4時より、当初設計者立ち会いのもと、なぜ事業計画変更になったのか説明を受け、当初図面と変更図面の違いを現地で確認しました。また、調査書の調査項目に基づき、当初設計者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満た

していると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 94 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 94 号についてご説明いたします。議案書の 88 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。第 1 種農地に一般住宅を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 94 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページになります。去る 8 月 5 日午前 9 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 95 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めま

す。

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の89ページから90ページ、申請番号1番から5番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。先ず、申請番号1番につきましては、第3種農地に集合住宅を建築するための転用申請となっております。

続きまして、申請番号2番から5番につきましては、太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第95号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。去る8月8日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第95号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。去る8月8日午後1時20分より、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号3番及び4番について、9番委員。

9番委員 議案第95号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。去る8月13日午前9時50分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第95号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。去る8月13日午前9時50分より、

代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。なお、申請番号５番は、事情により保留とします。

議 長 次に、日程第１３、議案第９６号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第９６号についてご説明いたします。議案書の９１ページ、申請番号１番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。現場事務所、資材置場等として使用するための一時転用申請であり、期間は許可日から３年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、４番委員。

４番委員 議案第９６号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は５ページになります。去る８月５日午後５時より、被設定人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 97 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 97 号についてご説明いたします。議案書の 92 ページから 93 ページ、申請番号 1 番から 4 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。いずれも第 2 種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、10 番委員。

10 番委員 議案第 97 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 6 ページになります。去る 8 月 7 日午前 9 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 97 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 7 ページになります。去る 8 月 6 日午前 11 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番及び 4 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 97 号申請番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 8 ページになります。去る 8 月 8 日午後 1 時 30 分より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第 97 号申請番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 7 ページになります。去る 8 月 8 日午後 1 時 30 分より、

申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 98 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 98 号についてご説明いたします。議案書の 94 ページから 95 ページ、申請番号 1 番から 7 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 7 番について、現地調査委員を代表しまして、14 番委員から報告を願います。

14 番委員 議案第 98 号申請番号 1 番から 7 番について、現地調査の報告をいたします。去る 8 月 7 日午後 1 時 30 分より、農業委員 1 名、推進委員 2 名、事務局 1 名、合計 4 名で現地調査を行いました。まず、申請番号 1 番について、報告いたします。現地案内図は 9 ページです。雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 2 番について、報告いたします。現地案内図は 10 ページです。進入路もなく、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 3 番から 6 番について、隣接しているため一括して報告いたします。現地案内図は 11 ページから 14 ページです。進入路もなく、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 7 番について、報告いたします。現地案内図は 15 ペー

ジです。傾斜地かつ、土地の３分の２に雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

以上７件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告１件、及び議案１２件、合わせて１３件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の８月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

（閉会 午後３時００分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和７年９月１７日

議事録署名人（１番・ハヤセガワ シュウイチ）

議事録署名人（１６番・ハマナ ヒロユキ）

議事録署名人（１８番・ツカノ クニヨシ）
